

高齢者虐待防止に向けた取組の推進について

令和7年3月

高齢福祉課

高齢者虐待防止に向けた取組の推進について

1 高齢者虐待防止法に基づく対応について

平成 18 年 4 月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、高齢者虐待の防止等、高齢者の権利擁護に関する対応を行うことが重要です。高齢者虐待防止法では高齢者虐待を①養護者によるもの、②養介護施設従事者等によるものと、行為者により分けています。法に基づく高齢者虐待の防止等のための措置に取り組む必要があります。

(1)用語の定義

①高齢者とは

高齢者とは「65歳以上の者」と定義しています。(第 2 条第 1 項)

②養護者とは(第 2 条第 2 項)

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護等の世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

なお、下記にある経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も虐待の主体となりますので留意してください。

③養介護施設従事者等とは(第 2 条第 5 項)

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいいます。特に介護保険法においては、「人格尊重義務違反」が規定されており、高齢者虐待はまさに人格を尊重する義務に違反する行為であることに留意が必要です。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の業務
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防支援事業 ・介護予防サービス事業 (地域密着型含む)	に従事する者※ ※直接介護サービスを 提供しない者(施設長、 事務職員等)や、介護職 以外で直接高齢者に関 わる他の職種も含む

(引用)市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について P4

(2)高齢者虐待の類型(第2条第5項)

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

①高齢者虐待の防止等のための措置(第20条)

- ・養介護施設従事者等の研修の実施
- ・サービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理体制の整備
- ・その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置

②高齢者虐待に係る通報等(第21条)

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、速やかに、市町村に通報しなければならない。(通報努力でなく、通報義務になります)

(4)通報・相談先

①養護者による高齢者虐待

お住いの地域の地域包括支援センター、又は山口市基幹型地域包括支援センター

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

○相談窓口:山口市基幹型地域包括支援センター
〒753-8650 山口市亀山町 2 番1号
○電 話:083-934-2758
○F A X:083-934-2647
○Eメール:hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp

※通報者に関する情報は守秘義務によって守られます。よって通報者名が知られることはありません。また、養介護施設従事者が通報を行った場合、内部からの通報であることが分からないよう配慮したうえで調査を行います。

2 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

(厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』より抜粋)

1) 省令改正

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました。経過措置は令和6年度末で終了(一部事業を除く)していますので、根拠法令等の確認をお願いします。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③介護職員その他の従業者に対する、虐待防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を定める

2) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要です。具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- ①基準省令等により、頻度・対象等を含め実施が明確に求められている研修の実施
(高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化など)
- ②認知症介護その他の介護技術等、サービス提供に必要な研修実施、OJTの充実
- ③山口県や山口市等が開催する高齢者虐待防止研修等への積極的な参加
- ④職員のストレスやハラスメント対策、負担軽減やより良い職場づくりに関する研修等の実施

3) 開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面では、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。こうした事案が発生した場合に、職員等が気づき、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

4) 苦情処理体制

養介護施設等は、苦情がサービスの質を向上するための重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、適切な苦情処理の取組の実施が求められます。

5)組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。

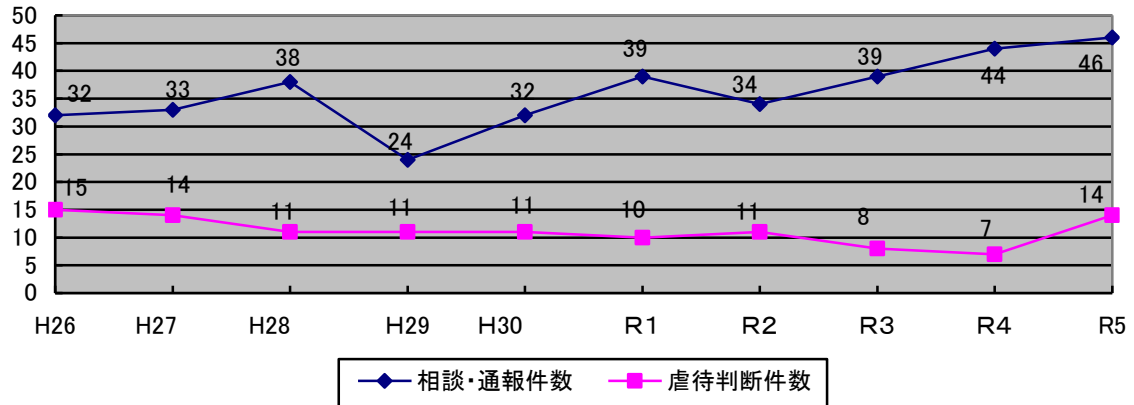
また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の(外部)研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰するのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

3 山口市における高齢者虐待の現状及び対応状況

1) 養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数		39	34	39	44	46
虐待と判断した件数		10	11	8	7	14
※ 重複あり 虐待の種類	身体的虐待	7	9	8	5	10
	介護等の放棄・放任	3	1	0	2	2
	心理的虐待	1	2	0	0	2
	性的虐待	0	0	0	0	0
	経済的虐待	1	1	1	0	2

参考:山口市における相談・通報件数推移(過去10年間)



2) 通報(届出)の状況(複数回答)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報(届出)件数		39	44	46
通報経路	介護サービス関係者	13	20	18
	行政機関	2	0	0
	医療機関	0	2	1
	警 察	23	21	26
	民生委員	1	0	0
	高齢者本人	0	0	0
	虐待者本人	0	0	0
	家族・親族	0	0	0
	住民・知人	0	1	1
	その他	0	0	0

3) 対応状況(複数回答)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
やむをえない事由による措置や契約による分離	3	1	3
緊急一時保護	0	1	2
医療機関への一時入院	0	3	1
養護者に対する助言指導	3	2	4
養護者自身の負担軽減のためのサービス利用	0	0	0
プランを見直し、介護サービスの継続、増加利用	1	3	3
関係者による見守りなど	2	2	0
その他	0	0	1

養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、年々増加傾向です。高齢者の安全確保のため分離・保護となる場合もありますが、高齢者の意思を尊重し介護事業所の方や関係機関等と連携しながら、状況の改善を目指して支援を行います。

また、養護者についても何らかの支援が必要な場合が多く、養護者を含む家族全体を支援する視点が重要です。「虐待」と特別視するのではなく、日頃のアセスメントや養護者との関わりの延長線上に虐待防止があるという意識も大切になります。事業者からの声掛けも大切な「予防」となりますので、養護者への労いや介護負担感の確認等を継続的にお願いいたします。

4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数		0	1	2	4	3
虐待と判断した件数		0	0	0	1	2
※ 重複あり 虐待の種類	身体的虐待				0	2
	介護等の放棄・放任				1	1
	心理的虐待				1	1
	性的虐待				0	0
	経済的虐待				0	0

山口市では、令和5年度に養介護施設従事者等による高齢者虐待と判断された件数は2件でした。山口県長寿社会課の報告^{※)}によると県内では10件、虐待を行った従事者等の職種はほとんどが介護職員となっています。

「2 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務」でも触れているように、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長等の管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要となります。引き続き、組織的な虐待防止の推進に努めていただくようお願いいたします。

^{※)}山口県長寿社会課「令和5年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について」